

外国人困窮者支援のいま
—北関東医療相談会月間レポート：2022年3月版—

◆支援日誌

◇3月8日「記者会見」

皆様へ、本日厚生労働省で記者会見が行われましたのでお知らせします。
拡散のほどよろしくお願ひします。

[命むしばまれる「仮放免者」たち。年収ゼロは7割、見返りに性的関係の要求も](#)



HUFFINGTONPOST.JP

命むしばまれる「仮放免者」たち。年収ゼロは7割、見返りに性的関係の要求も
支援者は「在留資格の有無や種類で命が選別されている」と話し、仮放免者の就労や健康保...

◇3月10日「記者会見」

皆様へ東京新聞の記事です。
よろしく拡散願ひます。

[入管収容から仮放免の外国人、7割が収入ゼロ 困窮で医療機関も受診できず NPOが生活実態調査【動画あり】](#)



TOKYO-NP.CO.JP

入管収容から仮放免の外国人、7割が収入ゼロ 困窮で医療機関も受診できず
NPOが生活実態調査【動画あり】：東京新聞 TOKYO Web

◇3月12日「40人ほどの仮放免者が手術と治療費を待っています」

皆様へ

「生きていけない」仮放免者調査の記者会見を3月8日に行いました。記者会見では当時者2人が登壇しました。

この当事者の他に、北関東医療相談会では40人ほどの仮放免者が手術と治療費を待っています。毎年、献金カンパをしなければなりません。法務局は全く何もしたくないモードです。されど対応しなければ死人が出る可能性があります。そのため、郵便振替とクラウドファンディング・コングラントを使い広く資金を集めたいと思います。よろしくお願ひします。

拡散願ひます。

【入管問題】「生きていけない」外国人仮放免者の過酷な生活実態

各位

2022年3月8日

NPO 法人北関東医療相談会

記者会見の趣旨

私たち、北関東医療相談会は兼てから仮放免者は「生きていけない」のではと思っていました。

一昨年、健康診断会場でアンケートをおこない、健康状態を世間に広く知らせることで、高額医療を必要とされる仮放免者の健康状態が理解されるのではないかと考えました。今般、全体の概要が示すことができました。

入管は先月「入管施設における医療体制の強化に関する提言」を出しました。しかし、そこには仮放免者についての提言はありませんでした。仮放免者は入管の周縁に置かれ、治療も、生活も、関係ないという状態ではないかと思われました。処遇規定 30 条には、被收容者の健康管理が規定されているが仮放免者の健康管理はありません。本来であれば仮放免者も被收容者と同じ扱いにし健康管理を行い治療を行うことが必要です。

1. 在留資格の無い外国人の国民健康保険の加入の制度化

- ・仮放免者の多くが医療を受けられない原因は、仮放免者は国民健康保険など社会保険に加入できず、全額自己負担の医療費を支払わなければならないこと。仮放免者も処遇規定にて処遇規則 30 条で置かれているので入管で医療費を出すことが相当ではないかと思えます。
- ・在留資格の無い外国人への国民健康保険の加入は、再審権をおこない在留特別許可を得ることにあります。
- ・外部の診断書に沿って健康保険に加入できる制度が必要。
- ・最近、入管から出てくる仮放免者に診断情報提供書を持たせるケースがでてきているが、どうして健康保険をセットとして出さないのか。

2. 無料低額診療事業を行う医療機関への支援・未払補填事業の整備拡充を行うこと

- ・仮放免者を受け入れている医療機関があるが、そこで生じた医療費は原則医療機関負担となり、医療機関の経営に影響を及ぼす可能性がある。
- ・これらの対応は、仮放免者の命と生活を維持するためだけでなく、医療機関の経営を維持するためにも必要。

3. 在留資格の無い外国人に 300%の診療報酬を基準としている病院があるのでやめてほしい。

最近国立病院を中心に、在留資格の無い外国人つまり無保険者に 300%の診療費を請求しているが仮放免者には 200%で請求しているという。診療報酬は、100%が良いはずがどうして生活困難者に 200%～300%の請求するのか病院は未払、患者本人は借金を負わすことになるのでやめてほしい。

4. 生活保護法を適用すること

- ・国は、生活に困窮し、命や生活の危機に瀕している仮放免者にも「最後のセーフティネット

として生活保護法を適用するべき。

事例 1: 仮放免男性、突然脳内出血で緊急入院 (67 万円支援) 100%

事例 2: 仮放免男性 冠状動脈狭窄症 (治療費 150 万円、当会から 60 万円支援) 100%

事例 3: 仮放免男性 心不全 帰国希望であるが現在心臓に大きな血栓があり飛行機には搭乗できない。(一時治療費現在 42 万円、国立病院で 300%の治療費を請求され交渉の結果 200%となった。)

事例 4: 11 月 3 日カトリック麹町聖イグナチオ教会の検診結果、153 名検診センターに行った 67 名中 34 人に循環器の疾患があり今後治療を検討している。

事例 5: 仮放免女性 子宮筋腫 5 名、手術予定は現在 1 名 (80 万円～100 万円)

日本人配偶者とのようにするか検討中

事例 6: オーバースティの女性、心不全 未定

事例 7: 仮放免者男性 心不全 要手術であるがコロナによって延期

事例 8: 仮放免の中学生 心臓病にて手術の必要者 (300 万円必要)

その他

癌と診断されたがお金が無く治療が危ぶまれていた仮放免女性の報告

募金窓口

銀行名: ゆうちょ銀行

当座預金: アミーゴ・北関東医療相談会

記号: 00150-9-374623

必須: 通信欄には、必ず「仮放免者への寄付」と記入してください。

以上

◇3月23日「生理の貧困」

皆様へ

厚生労働省が下記の調査をしたと記事がありましたのでお伝えします。

[「生理の貧困」初の実態調査 約1割が生理用品の入手などに苦勞](#)



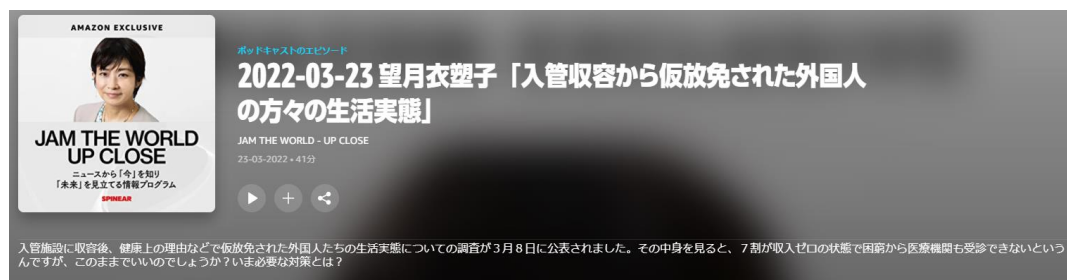
◇3月29日「ラジオ出演」

皆様へ

大澤優真さんが東京新聞・望月記者の「インタビュー」を受けました。

よろしく拡散していただけるとありがたく思います。

[2022-03-23 望月衣塑子「入管収容から仮放免された外国人の方々の生活実態」](#)



◇3月31日「京都弁護士会・仮放免者の医療生活保障を行う法的根拠」

皆様へ

京都弁護士会が、アンケートを活用しながら意見書を作成していただきました。

今後の活動を明確に導いてくれる法的根拠をつくっていただきました。ますます外国人の権利を守る活動の支えとなると思います。感謝します。

[仮放免者に対する生活支援や医療支援など人としての生存を支援し可能にする施策の推進を求める意見書](#)

<p style="text-align: center;">仮放免者に対する生活支援や医療支援など人としての生存を支援し可能にする施策の推進を求める意見書</p> <p style="text-align: right;">2022年（令和4年）3月29日</p> <p>内閣総理大臣 岸田文雄 殿 外務大臣 林 芳正 殿 法務大臣 古川 禎久 殿 出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子 殿 衆議院議長 細田 博之 殿 参議院議長 山東 昭子 殿</p> <p style="text-align: center;">京都弁護士会 会長 大 脇 美 保</p> <p style="text-align: center;">仮放免者に対する生活支援や医療支援など人としての生存を支援し可能にする施策の推進を求める意見書</p> <p>意見の趣旨 日本政府は、仮放免者に対し、生活保障の適用を保障するなどの生活支援の実施、生活していく上で必要な収入を得るための就労の許可、並びに、健康保険加入資格の付与等、基本的な人権保障の基礎となる人としての生存を支援し可能にする施策を早急に実施すべきである。また、日本政府は現在、仮放免制度の拡充等による収容代替措置の検討を進めているが、収容代替措置は、対象となるすべての者に対し、基本的な人権保障の基礎となる人としての生存を支援し可能にする制度とすべきである。</p> <p>意見の理由 1 出入国管理及び難民認定法第54条は、収容令書若しくは退去強制令書により収容されている者について、病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に収容を停止し、例外的に身柄の拘束を解くための措置として、「仮放免」制度を設けている。 仮放免された者（以下「仮放免者」という。）は、移動の自由の制限や入管への定期的な出頭を条件として日本社会での生活が許されることになるが、在留資格が与えられないため就労や健康保険への加入が認められない。 仮放免者の生活実態について特定非営利法人北関東医療相談会（AMIGOS）が今年3月に発表した調査報告によれば、仮放免者の滞日年数は5年以上8.4%、10年以上6.6%、20年以上3.6%、30年以上1.6%で、働ける年齢の20代～50代が8.7%であった。年取（友人や知人、支援団体などから得た金銭）は、0円が7.0%、90万円以下が8.6%で、借金がある人は6.6%（厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」では借金のある世帯の比率は全世帯の28.5%）に上った。1日の食事の回数は、1回が1.6%（厚生労働省「2019年 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」では、1日に2回以上の食事をとっていない世帯の比率は一般世帯では2%、生活保障世帯では5.2%）、2回が6.0%であった。また、経済的問題により医療機関で受診できなかった経験のある仮放免者が8.4%（前掲「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」では、金銭的な理由で必要な受診・治療を受けていない世帯の比率は一般世帯では0.8%、生活保障世帯では0.3%。国立社会保障・人口問題研究所「2017年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査」では、必要な受診・治療をしなかった個人のうちお金が払えなかったからを理由として挙げた人は19.9%）に上るなど、仮放免者の深刻で困難な生活実態が明らかになった。 2 仮放免者に日本社会での生活を許しながら、就労や健康保険への加入を認めない制度設計の根底には、日本政府の「我が国に不法滞在する外国人は入管法の規定に基づき退去強制の対象となること、また、これらの者に対し医療保障を行うことが結果として不法滞在を容認し、更にこれを助長させる</p>
--

注)「支援日誌」は長澤正隆 Facebook を基に修正加筆を行った。

◆支援状況

◇個別支援（アウトリーチ支援）

- ・アミーゴスのメンバーで個別支援。
相談支援や医療支援、入管関係支援などを行う。

◇食料・生活必需品等の配布

- ・食料（米、おかず、野菜、調味料など） 105 件
- ・衛生用品（マスク、石鹸、アルコール消毒液） -件 ※偶数月に2か月分送付

◇住居支援

- ①群馬県高崎市に「めぐみアパート」3部屋借り上げ。
仮放免のフィリピン人2人が入居中。
- ②埼玉県杉戸町に「すぎとの家」1軒借り上げ。
現在、空室。

◆記者会見について

◇「生きていけない」仮放免者生活実態調査

[【報告書】「生きていけない」外国人仮放免者の過酷な生活実態「仮放免者生活実態調査」報告](#)

◇記者会見の様様

[「生きていけない」仮放免者 2022.3.8 記者会見](#)

編集：大澤優真